

清須市地域防災計画の見直しについて

■避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月改定）について

今回の改定で名称が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に変更された。

◎主な変更点

●避難情報の名称

平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。

(変更前)	(変更後)
「避難準備情報」	→ 「避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> 」
「避難勧告」	→ 「避難勧告」 (変更なし)
「避難指示」	→ 「避難指示」(<u>緊急</u>)

●立退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。

●内容の充実について

避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

要配慮者の避難の実効性を高める方法

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、災害計画を作成することとなっている。施設ごとの規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁あげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

【まとめ】

○今回の改正については、愛知県防災会議の結果を待って改正することとする。
ただし、運用については、平成29年の出水期より開始する。